司法アクセス･レビュー

司法アクセス推進協会 News Letter

司法アクセス・レビュー 第 50 号　2026 年（令和八年）10 月 16 日

特定非営利活動法人　司法アクセス推進協会
〒 105-0001
東京都港区虎ノ門 5-3-20　仙石山アネックス 109　熊谷・若江法律事務所内
URL　https://www.shihouaccess.jp/

第50号

Contents

相次ぐ検察官不祥事 ―問われる組織体質 2

特捜検事を被告とする初めての刑事裁判、大阪地裁で始まる 3

未成年者の選挙運動禁止は違憲 ―東京地裁 6

陸自、民間人の個人情報を組織的に収集 7

証拠の使用制限など民事訴訟法の見直しを諮問 ―法制審 8

改正個人情報保護法、病歴等の個人情報同意なく提供可に 9

米国、ICC 赤根所長に制裁、組織解体を狙う 10

妊娠で退職や帰国要求は違法 ―福岡地裁小倉支部 11

声の権利認める判決 ―東京地裁 12

Focus 日本型「スタッフ弁護士」の登場と成果 ―法テラスの常勤弁護士― 大石 哲夫 13

編集後記 16

相次ぐ検察官不祥事 ―問われる組織体質

検察官の不祥事が相次いで発覚しています。違法な取り調べだけでなく、部下への性的暴力や捜査対象者との不適切交際、外部への情報漏洩など不適切な行為は多岐にわたっています。

主なものを時系列であげると

・2024 年 7 月　大阪地検トップであった元検事正を元部下の女性検事への準強制性交容疑で大阪高検が逮捕、起訴。現在公判中
・2024 年 8 月　元大阪地検特捜部検事が、業務上横領事件で逮捕した容疑者に対し「検察なめんなよ」などと大声で罵倒・威嚇する取り調べを行ったとして、大阪高裁が特別公務員暴行陵虐罪で裁判に付す決定。現在公判中
・2025 年 10 月　千葉地検検事が過去に取り調べをした事件の参考人から数十回にわたり飲食などの接待や利益供与を受けていたとして停職 10 か月の懲戒処分
・2025 年 12 月　さいたま地検検事が独身と偽って交際していた女性に女性の相手の前科情報を漏洩したとして略式起訴され、懲戒免職
・2026 年 6 月　元東京地検特捜部検事が、詐欺事件で逮捕した容疑者に対し「反社や」「黙秘をひとのせいにするな」などの侮辱的な発言や黙秘権行使の非難とも受け取られる取り調べをしたとして、東京地裁が特別公務員暴行凌辱罪で裁判に付す決定
・2026 年 7 月　元東京地検特捜部検事が元容疑者の女性と性的な関係をもったとして懲戒免職

等々、信じられないほどの検察官の不祥事が続発しています。

検察官は、2010 年に発覚した大阪地検特捜部の証拠改ざん事件で、「巨悪を眠らせず、公正な社会の実現に向けた役割を期待されてきた検察に対する信頼を根底から失墜させた」と批判され､その反省から「検察の理念」を策定し、「より高い倫理と品性を身に付け、謙虚な姿勢を保つ」として再出発したはずです。

しかしながら、これらの経過をみるとそれが全く生かされていないことがあきらかです。

事件が起きるたびに、検察は事件を検証し、再発防止策をとると語りますが、検察内部だけでの検証に留まり、いっこうに実効的な再発防止になっていないことは明らかです。この間、検察は被害者や弁護士会などから有識者などを入れた事件検証のための第三者委員会の設置の提言を拒否しつづけてきました。

6 月 15 日には、「元大阪地検検事正による部下の女性検事への性暴力事件について検察庁に第三者委員会の設置を求める議員有志の会」の会長の森雅子元法相が国会質問で、「被害者が辞職を余儀なくされた」と糾弾し、「起訴権限を独占する検察庁が、組織防衛のために第三者の調査を拒むのは、国民の深刻な不信を招く」と第三者委員会の設置の必要を訴えました。

しかし、平口洋法相は、事件が裁判中であること、司法の独立の尊重や関係者のプライバシィ保護を理由に、設置に慎重な姿勢に終始し、第三者委員会ではなく、「最高検による内部調査で対応する」としました。

フジテレビの不祥事の際の第三者委員会を引くまでもなく、今日、民間企業ですら第三者委員会調査を実施しています。第三者委員会の調査は、関係者の法的責任を追及するものでなく、司法権の独立を侵害しないということは、参議院の調査室でも確認されているものです。

畝本前検事総長は、袴田巌さんの再審無罪が決定したとき、再三にわたる不服申し立てを経て抗告の断念に至ったにも関わらず、内部だけでの検証に基づき、「到底承服できない」との談話を発表しました。その際、小川秀世弁護団長が「検察組織の問題を全く理解せず、組織改革でも何もしなかった」と強く批判しました。きちんとした反省と検証なしには事件の教訓は生かされず、冤罪の悲劇は繰り返されるだけです。

「公益の代表者」とされ、起訴するかしないかの強大な権限を独占する検察官がこのありさまでは社会正義は実現せず、国民は安心して暮らすことができません。

2010 年の証拠改ざん事件により法務省に設置された「検察の在り方検討会議」の委員を務めたジャーナリストの江川紹子さんは、相次ぐ不祥事に対し、「（事件の捜査対象と不適切な関係をもった）元検事の

資質に問題があるのは言うまでもないが、それを許した組織に問題はなかったか。発表内容が問題行為のすべてなのか。事件の捜査は本当に適切だったのか。弁護士ら『外の目』を入れて検証する必要がある。この際すべてのうみを出し切らなければ未来はない」と述べています。

（主な参考資料　2026 年 6 月 27 日、8 月 1 日東京新聞、8 月 1 日朝日新聞、8 月 1 日、8 月 4 日毎日新聞、8 月 13 日読売新聞）

特捜検事を被告とする初めての刑事裁判、大阪地裁で始まる

大阪地検特捜部が捜査した業務上横領事件で「検察なめんなよ」などと大声で威嚇する違法な取り調べを行ったとして、特別公務員暴行陵虐罪で付審判の決定（2024 年）を受けた田淵大輔元大阪地検特捜検事の刑事裁判が大阪地裁（大森直子裁判長）で始まっています。

付審判請求は、公務員の職権濫用などの罪について、告訴・告発した事件が検察官により不起訴処分とされた場合に、その処分に不服のある人が直接裁判所に刑事裁判を開くよう求める制度で、公務員による犯罪で検察官の「身内びいき」を防ぐための制度です。

請求を認める付審判決定が出ると、その公務員は起訴されたものとみなされ、刑事裁判が始まります。付審判事件の大半は警察官や刑務官を被告とするものでしたが、今回の 2 件は初めて現職の検察官、しかもエリートといわれる特捜検事が対象であり、その動向が注目されています。

裁判所が自ら開く付審判では、検察がいったん不起訴にした事件を、同じ検察が有罪立証をするのは適切でないため、裁判所の依頼で弁護士会が「検察官役」の指定弁護士を選任します。

田淵検事の事件では、大阪弁護士会の刑事弁護委員長などを歴任してきた山口昌之、高山巌、宇野浩明弁護士の 3 人が指定弁護士に選任されました。2024 年の秋に選任されて以来、山口弁護士らは公判準備のため、検察幹部ら延べ数十人に事情聴取を行うなどの準備を進めたとのことです。

一方、田淵被告の弁護士には、同じく大阪で刑事弁護委員長を務めた経験のある森直也弁護士らが受任しました。森弁護士は、従来から取り調べの録画・録音制度導入を強く訴えてきた弁護士です。

起訴状にあたる付審判決定では、田淵検事は学校法人の土地取引を巡る業務上横領事件で「プレザンス・コーポレーション」の元社長山岸忍さんの部下である元部長の捜査を担当､19 年 12 月 8 日と同 9 日、「検察なめんなよ」「大罪人だ」など罵倒し、脅迫したとしています。元部長の供述にもとづき山岸元社長は特捜部に逮捕・起訴されましたが、無罪が確定しています。

本年 7 月 10 日の第一回公判では、田淵検事は裁判長に公訴内容についての見解を求められると、「（公訴内容の）言動を行ったことは間違いありません」としつつ、「凌辱・加虐の意思は全くなかった」と無罪を主張しました。

検察官役の指定弁護士は、冒頭陳述で、当時の特捜部が山岸元社長を「本当に悪いやつ」と見立てて捜査を進めていたと指摘。田淵被告が取り調べた元部長は、山岸元社長の関与を供述しうるキーマンの立場にあったとしました。

田淵検事は､取り調べを始めた 19 年 12 月 6 日には、元部長に対し、容疑者の声に耳を傾けることなどを定めた「検察の理念」を読み上げ､「取り調べは録画･録音されている」と述べたうえ､「過ちを犯さないように、私の監視です。でも気にしない。私、間違っていると思わないから」などと発言していました。

ところが、元部長が山岸元社長の関与を否認すると、同 8 日には机を強くたたきながら「こんな見え透いたウソをついて。なんだ、その悪びれもしない顔は」「検察なめるんじゃないよ」と 50 分以上にわたって罵倒し、同 9 日には「あなたは大罪人だ」などの暴言を繰り返しました。山岸元社長の関与を認める元部長の供述調書が作られたのはこの翌日で、特捜部は同 16 日、山岸元社長を逮捕しました。

検察官役の指定弁護士によると、田淵検事による取り調べの映像は、上司の特捜部副部長と、捜査を

チェックする総括審査検察官役の公判部検事2人が確認していましたが、問題視することはなく、20日には地検トップの検事正や次席検事、特捜部長らが2人から、田淵検事の取り調べについて報告を受けていましたが、ここでは映像を確認せず、山岸元社長と元部長らの起訴が決定されました。

公判の証拠調べでは、指定弁護士から補充調査で事情聴取した特捜部副部長らの供述調書が読み上げられました。その中で、特捜部副部長の「(田淵検事は)熱心な取り調べをしているという認識だった。度を越えた厳しさでなく、問題になるとは思っていなかった」との調書も読み上げられました。

検察官役の指定弁護士は、特捜部が自ら見立てたストーリーに固執したことが、田淵被告による威圧的な取り調べを招き、しかもそれを有効にチェックしえない機能不全に陥っている検察組織の現状が露呈したとし、「(この裁判を通じて)我が国の警察、検察のあり方が根底から変わることになる」と訴え、「取り調べの録音制度や(検事の取り調べをチェックする)総括審査検察官の制度が導入されても、本質は変わらなかったのが明らかになった」としました。

これに対し、弁護側は、田淵検事に「凌辱・加虐行為」を行う意図はなく、取り調べは違法ではなかったと反論しました。犯罪として訴追する以上、「陵虐」は厳格に解されなければならないとし、言動の一部を切り取るのではなく、捜査の経緯や取り調べの全過程の状況といったさまざまな観点から陵虐性が判断されるべきとしています。

閉廷後、山岸さんの代理人の中村和洋弁護士は、「相手がウソをついていると考えれば、これくらいは構わないというのが組織共通の考えだったことが明らかになった。社会の常識と著しい齟齬が生じている」と批判しました。

「検察の理念」を掲げ怒声

第2回公判は本年7月15日に開かれました。この日の法廷では、田淵検事が「検察なめんな」などの発言をした19年12月8日や翌9日の取り調べ映像の外に、起訴内容に含まれない同月6、7日の取り調べ映像を含め、証拠採用された1時間15分の映像が法廷の大型モニターで上映されました。

映像によると、田淵検事は6日の取り調べでかつての証拠改ざん事件をきっかけに策定された「検察の理念」を元部長に示しました。「検察の理念」は、適正な刑罰行使を実現するため、検察官に真実を求め、独善に陥らず、謙虚な姿勢を保つようもとめているいわば「戒めの指針」です。

田淵検事は「違法な取り調べがあったとか、大阪地検特捜部も非常に世間からたたかれました」と語り、検事による取り調べの様子は厳しくチェックされているとしつつ、「でもね、一つもこれ、気にしていないもん」と話しかけている様子が写しだされました。

7日の取り調べでは、供述を変遷させる元部長に対し、「検察の理念」に記されている「真相の解明に取り組む」「容疑者の主張に耳を傾ける」の部分を読み上げながら、「場当たり的に言い訳をしようとするからボロが出る。こんな不誠実なことはない」と録音された音声が割れるほどの大声を出す様子が映し出されました。

閉廷後の記者会見で、検察官役を務める指定弁護士の山口弁護士は、4日分の取り調べ映像が上映されたことにより、「検察なめんな」などの発言に至るまでに威圧的な取り調べが続いていたことが明らかにできたとの認識を示しました。起訴の直前の6日、7日の取り調べ映像を証拠請求したのは、田淵検事が「検察の理念」を理解しながら、それとはかけ離れた捜査をし、それをチェックしえない検察組織の問題点を明らかにするためと思われます。

一方、田淵検事の弁護団も記者会見し、初公判の際と同様に「法廷で再生された映像は取り調べの一部が切り取られたもの。取り調べが『陵虐』に該当するかは、言動の程度や継続性も勘案されるべきだと述べました。

取り調べ映像見ずに起訴

第3回公判は本年8月24日に行われ、捜査を指揮した主任検事の証人尋問が行われました。指定弁護士側の証人として出廷した本事件の主任検事であった蜂須賀三紀雄検事は田淵被告の直接の上司でした。

不動産会社元部長の供述などにより特捜部は19年12月16日に山岸元社長らを逮捕しました。

証言によると、蜂須賀検事は、同19日、事件のチェックをしていた公判部検事から、田淵被告が取り調べで机をたたいたり、大声を出していたが「任意性で問題はない」との報告を受け、取り調べの映像を確認する必要はないと判断したとのことです。

翌20日、地検トップの検事正や次席検事らと、容疑者らの刑事処分を検討する会議が開かれ、検事正もしくは次席検事が田淵検事の取り調べに言及しま

したが、映像は見ず、山岸元社長らの起訴が決定されました。

蜂須賀検事は、「（田淵被告の取り調べが）問題になると思わなかった」と捜査時の認識について証言し、田淵検事が山岸元社長らから刑事告発されてから録音･録画の映像を見たといい、感想を問われ、「どの部分とはいうことはないが、全体として適正さを欠いていた」と証言しました。

蜂須賀検事は、不動産会社元部長らの逮捕翌日、「上級庁（最高検）から色々ご指導いただいており、本当に悪いやつの処分をどうするか、早めの中間報告が求められている」などとするメールを田淵検事らに送っています。

この日の証人尋問で、蜂須賀検事は、「悪いやつ」とは山岸さんを指していたと認めています。指定弁護士は、検察当局が、当初の見立て通りに捜査を進めようとしたと指摘しています。山岸元社長の逮捕・起訴に向け、元部長の取り調べを託されたのが、田淵被告だったのです。

指定弁護士の立証はこの日で終了しました。

証拠改ざん事件の教訓どこへ

公判では、田淵被告が「検察の理念」を手にし、取り調べを行ったことが明らかになっています。

「検察の理念」が定められ、取り調べの録音・録画が本格的に導入された契機となったのは、2010 年の大阪地検特捜部による証拠改ざん事件です。その改ざん事件で冤罪被害に遭った元厚労省事務次官の村木厚子さんは、録音･録画の導入で期待したことは「過ちを犯さない」ことではなかったと指摘しています。「事件の教訓として訴えてきたのは、『検察も間違う』と認めた上で、間違いに気づいたらすぐにあらためてほしいということ。教訓が正反対に受け止められている」と述べています。

証拠改ざん事件を受けて、この間、検察は一連の組織改革を進めてきたといわれています。しかし、それにも関わらず、不適切な取り調べが相次ぎ、さる 6 月 24 日には、東京地裁（宮田祥次裁判長）は「検察庁を敵視するのは反社や」などの暴言や黙秘権の行使を非難するなどの取り調べを行った堀木博元東京地検特捜部検事を同じく特別公務員暴行陵虐罪で刑事裁判に付す決定をしました。

ある検察幹部は「これでは検察は何も変わっていないといわれてもしょうがない」と語り、一方で別の幹部は「刑事責任を負ってまで厳しい取り扱いはできなくなる」と漏らしています。

この事件は、検察組織のあり方を見直すとともに、「事件の真相に迫る取り調べはどこまで許されるのか」という問いの答えを探す場にもなるとみられます。甲南大学の園田寿名誉教授（刑事法）は、田淵被告の言動が相手を畏怖させる「脅迫」の域を超えるかどうかがポイントとなると指摘しています。

改ざん事件後に大阪地検特捜部長を務め、20 年に退官した西村尚芳弁護士は、不適切な取り調べが見過ごされる組織のあり方に問題があると分析し、「取り調べの問題は、認識した後に組織としてどれだけ素早く、冷静に、適切に対応できるかが重要。今回の件を組織として検証しなければ必ず再発する」と述べています。

（主な参考資料　2026 年 7 月 11 日、同 15 日、同 8 月 25 日朝日新聞、同読売新聞。同毎日新聞、同東京新聞）

未成年者の選挙運動禁止は違憲 ―東京地裁

公職選挙法が未成年者の選挙運動を禁止し、刑罰を科していることについて、東京地裁（衣斐瑞穂裁判長）は9月25日、未成年者の自発的な選挙運動まで一律に制限することは「表現の自由」を保障する憲法21条に反すると判決しました。なお原告側は上級審の判断を求め、7日控訴しました。

公職選挙法は、18歳未満の選挙運動を禁じ、違反者には1年以下の拘禁刑か罰金刑を課すとしており、選挙運動をした未成年者も罰則の対象となります。公選法が制定された当時、特定の候補者の票集めに小学生を含む多数の未成年者が動員される事態が問題となり、この規定が設けられました。被告の国側は、選挙権がなく、判断能力が十分でないとみなされている未成年者が不当な選挙運動に巻き込まれることは、教育的見地に照らし相当でなく、また学業への支障を生ずると主張していました。

判決は未成年者が不当な選挙運動に巻き込まれることを防止するには、不当とされる態様の選挙運動や動員を規制すべきであるとし、学業への支障については、未成年者が自らの関心や価値判断に基づいて選挙運動に参加すること自体を法令で禁止する実質的根拠は見出しがたいとしました。判決はその上で、

「禁止規定は、表現の自由という精神的自由に対する直接の制約で、重大な制約というべきである」

「未成年者の選挙運動の規制が必要となる程度は高いとは言えず、選挙の公正の確保や未成年者の保護という立法の目的は、弊害に対応する個別的な規定を設けることにより達成されるというべきである」

として、禁止規定は選挙運動に対する規制として、必要かつ合理的なものとして是認することはできないとして、禁止規定は憲法21条1項に違反すると判示し、違憲である禁止規定を理由とする制裁規定も当然違憲となるとしました。

未成年者の選挙運動使用の禁止は合憲、国会の立法不作為の違法も認めず

判決は、未成年者を選挙運動に使うことを禁ずる使用禁止規定については、

「未成年者が、親権者らの未成年者の意思決定に影響力を有する立場の者により、その意に沿わない選挙運動に従事させられる蓋然性があることは明らかだ」

として、未成年者を保護する観点から、未成年者を選挙運動に使用することを禁止する規定は「必要かつ合理的なものとして是認され、必要やむを得ない制約だ」として、違憲性を否定しました。

また、国会が禁止規定の改廃をしなかったことが国家賠償法上違法かについては、制定当時、国会審議などの場で未成年者を選挙運動に利用することの弊害が繰り返し指摘されていたこと、地方の選挙関係者からも、禁止規定と同趣旨の規定を設けるべきとされていたことなどから、立法内容が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であったとは言えず、制定後も、禁止規定の適否につき国会で具体的な検討がなされたり、禁止規定の憲法適合性が明示的に判断された判例や裁判例も見当たらないとし、禁止規定や制裁規定を廃止しなかった立法不作為が国賠法上違法とは言えないとして、請求を棄却しました。

判決は、未成年者の選挙運動への参加を認める一方で、未成年者を使用した選挙運動を禁止することは違憲ではなく、国会の立法不作為も違法とは認められないとしたものです。

法改正の必要

違憲判決により、公選法の改正が今後の焦点となります。公選法の歴史に詳しい松陰大の三枝昌幸講師（憲法）は、「選挙運動が民主主義社会にとって不可欠な権利であり、未成年者もその主体であることを明確に認めた判決だ。主権者である未成年者の政治参加の権利を守るものとして高く評価できる」とし、国会が判決を真摯に受け止め、法改正を進めるべきとしています。

（主な参考資料　2026年9月26日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞）

陸自、民間人の個人情報を組織的に収集

陸上自衛隊の中央情報隊（朝霞駐屯地）に所属する「現地情報隊」が、民間人の思想信条やプライベートな情報を組織的に収集していたことを、朝日新聞の取材に応じた元隊員が明らかにしました。複数の政府関係者も、同社の取材に対しこうした情報収集をしていたことを認めています。

思想信条、「飲酒・喫煙」「性的嗜好」など約 40 項目で報告書

「現地情報隊」は、自衛隊が PKO などで海外派遣する場合に備え、任務遂行や安全確保に必要な現地の情報収集を担っています。2003 年からイラクに派遣された際に現地の情報が十分ではなかった反省から 07 年に発足しました。元隊員によると、現地情報隊は約 60 人おり、そのうち数十人がそれぞれ担当する国々の情報を収集していましたが、海外での現地調査はほとんどなく、主に国内の有識者に接触していました。その際に接触した人物の個人情報をまとめ、「個人ベーシック・ソース・データ（BSD）報告書」を作成していました。報告書には調査対象者の顔写真に加え、体形、瞳・肌の色といった「身体的特徴」のほか、性格や態度といった「内面的特徴」など約 40 項目の記載があり、項目には「愛国心」「対自衛隊感情」といった思想信条に加え、「飲酒・喫煙」、「性的嗜好」といった情報まで幅広くあり、金銭情報や「犯罪歴」も含まれています。

個人情報保護法は「必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない」「不正の手段により個人情報を取得してはならない」などと定めていますが、BSD 報告書のデータは対象者個人の了解を得て収集されたものではなく、また組織的に保管されていたにもかかわらず「公文書」とされてはいませんでした。

「接触計画」作成、月２回のノルマ

元隊員によると、現地情報隊に入ると、いくつかの国を割り当てられた上で民間人を対象にした「BSD 報告書」の作成や更新が命じられ、フォーマットには体形、性格や態度など約 40 項目を記入する欄がありました。対象者は海外情勢に詳しい大学教授や NPO 法人代表者で、対象者に接触することを「営業」と呼び、月 2 回のノルマが課されていました。事前にネットで情報収集し、どういった口実で会うか「接触計画」を作成し、上官に決済をもらっていました。

朝日新聞が入手した、この元会員とは別の隊員が作成したとみられる「接触計画」には、目標として「AMAP、特にアクセスの解明」との記載がありました。AMAP とは言語能力、動機、要人とのつながり、愛国心の頭文字からつけていました。元隊員は割り当てられた国について、国内の料理店や商品を扱う会社、研究者が集う学会にも出入りしていたといい、現地情報隊という名前は出さないで対象と接触することが多かったと振り返り、「対象者と信頼関係を築く一方で、裏切ることをやっている。それが嫌で『営業』に行きたくなかった」と語っています。元隊員によると、入隊には選抜試験はなく、英語ができる以外の条件はなかったといい、入隊後も主に聴取するノウハウを身につける 3 か月の研修を受けるほかは、それぞれが我流で訓練していました。

組織的に情報収集された「公文書」

「現地情報隊」が集めた民間人の個人情報は、収集の目的を示すことなく、対象者の詳細な個人情報を集めていた点で極めて大きな問題であり、南山大学の実原隆志教授（憲法学）は、プライバシー性の高い情報を集めることは本来の目的から逸脱しており、個人情報保護法に違反している可能性が高いとしています。

また情報が組織的に収集されていたにもかかわらず、「公文書」とはされていなかったことにも大きな問題があります。個人情報管理に詳しい東洋大学の早川和宏教授（行政法）は、「個人 BSD 報告書」は、公文書管理法に定める行政文書に該当すると指摘していますが、それは報告書が、行政機関の職員が職務上作成・取得した文書であり、行政機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているといえるからだとしています。早川教授は、国民が軍隊を監視する「文民統制」（シビリアン・コントロール）の視点から、公文書の重要性を説き、「そもそも公文書でなければ、防衛大臣が把握できないかもしれず、最悪の場合は現場の暴走につながりかねない。国民も正しい情報を得られず、選挙などを通じた広い意味での文民統制も効かない状況になる」としています。

（主な参考資料　2026 年 9 月 12 日朝日新聞）

証拠の使用制限など民事訴訟法の見直しを諮問 ―法制審

民事裁判での証拠収集と秘密保護の強化に向け、平口洋法相は9月14日、法制審議会の総会で、民事訴訟法の見直しを諮問しました。民事裁判の当事者が証拠を収集しやすいよう制度を拡充し、裁判の充実を図るのが狙いだとしています。平口法相は法制審議会の冒頭「民事訴訟の複雑困難化を踏まえ、審理を適正かつ迅速にする観点から見直しを行う必要がある」と表明しました。

民事裁判では、被告の住所や氏名が分からなかったり、証拠提出までに時間がかかったりするなど、裁判の長期化を懸念して裁判を諦める人がいると指摘されています。法制審では、証拠収集のハードルを下げるため方策として①提訴前に被告に関する情報収集のために、裁判所が被告の住所や所在などを調査する制度の創設、②立証に必要な情報を提訴後早期に相手方から入手する制度の見直し、③文書提出命令の対象から除外される範囲の明確化などが検討される予定です。

これらは、訴訟を提起する際の証拠収集などを容易にするものですが、問題なのは、これらと併せて、④秘密保持命令の導入や訴訟記録の閲覧制限拡充などを通じて、刑事裁判と同様に証拠の目的外使用の禁止も検討することが予定されていることです。

刑事訴訟法では、検察が開示した証拠を刑事手続きやその準備手続き以外で使う「目的外使用」を一律で禁止していますが、民事訴訟法では同様の規定がありません。訴訟記録の閲覧制限は可能ですが、対象は私生活上の重大な秘密や営業秘密に限られています。

ところで、近年、「検察なめんなよ」と大声で威嚇したり、「ガキだよね」と長時間責め続けるなど、検察の取り調べに問題があったとして民事裁判で国に損害賠償を求める事例があいついでいます。これらの裁判では、取り調べ映像が法廷で再生され、映像をもとに報道機関が記事化して公開するなど、検察の取り調べの現状を告発し、取り調べの適正化と検察の組織のあり方を問うものとして社会に問題提起してきました。

これに対し、法務省はそれを取り調べや検察のありかたの検証の素材とみるのではなく、民事訴訟法の「ぬけ穴」を利用しているとみたのか、昨年11月、検察の取り調べの違法性が問われた国家賠償訴訟で、取り調べ映像が「流出」すれば、証拠の「目的外使用」を禁じた刑訴法の規定が潜脱されると主張しました。

また、今年2月には、民事裁判で国の代理人となる法務省訟務局が、取り調べ映像の「流出」は関係者のプライバシーが害されかねないとし、マスコミなど第三者に提供しない誓約書を原告側に求めるよう、各地の出先機関に通知するなどしています。

懸念されるのは、法制審に先立って法務省の民訴法改正の研究報告書によれば、秘密として保護すべき対象に「刑事関係文書等」が含まれることを明記していることです。仮に対象となれば、取り調べ映像の公開が禁止される可能性があります。研究報告書は秘密保護の方法として、証拠の目的外使用を制裁つきで禁じる「秘密保持命令」の導入や、訴訟記録閲覧制限の対象拡大を挙げています。

被害者や第三者のプライバシー保護の必要性は重要なものですが、一律の禁止は妥当なものとはいえず、個別に精査すべきものといえます。とりわけ、取り調べ映像は公権力の行使を記録したものであり、一律に公開できなくなれば、権力の監視や検証を妨げることになります。

取り調べ映像を含む証拠の公開を目的外として一律に禁ずるのは、裁判の公開原則にそぐわないうえ、報道の自由を妨げ、市民の知る権利を損なう、不都合な証拠を表に出させまいとする法務当局の姿勢があらわになったものと指摘せざるを得ません。

法務省は、企業などが機密情報などの提出をためらう事例が多いとし、民事裁判にも目的外使用禁止規定を設けることで、訴訟当事者に証拠提出を促す効果が期待できるとしていますが、むしろ刑事訴訟法の一律の目的外使用の禁止自体が問題といえます。捜査機関が強大な権限を使って集めた証拠は本来、公共の目的のために公正に使われるべきものといえます。

日弁連刑事調査室長の河津博弁護士は「公務員の違法行為が秘密保護の名目で隠されるようなことになれば深刻な事態だ。国民の知る権利や報道の自由を守るため、私生活上の重大な秘密や営業秘密を含まない刑事関係文書は、秘密保護の対象から除外すべきだ」と述べています。

裁判の公開原則と国民の知る権利と、秘密保護の調和をどう図るか、司法の検証に不可欠な資料まで不当に隠されることのないよう、今後の検討の推移を注意深く見守る必要があります。

（主な参考資料　2026年9月2日、9日朝日新聞、9月15日毎日新聞､9月21日読売新聞､8月22日､9月15日東京新聞）

改正個人情報保護法、病歴等の個人情報同意なく提供可に

人工知能（AI）の開発や統計作成等を進めるため、病歴や犯罪歴などを含む「要配慮個人情報」を、本人の同意なく企業などが取得・提供できるようにする改正個人情報保護法の改正案が7月10日、参院本会議で与野党の賛成多数で可決され、成立しました。

個人情報保護法は、デジタル技術の急激な進展と個人保護の両立を図るべく、いわゆる「3年ごとの見直し」を付則で定めており、今回の改正は、2023年から政府の個人情報保護委員会で検討されていた案に基づいたものです。

今回の改正では、個人情報保護の観点から

・経済的誘因のある大量の個人情報の取り扱いによる悪質な違反を実効的に抑止するための課徴金制度を導入する
・16歳未満の子どもの保護強化のため、データ提供の同意取得や通知の対象を親などの法定代理人とする
・顔特徴データ等に関する規律を新設する
・委託を受けた事業者の規律を整備する

などか定められました。

一方、規制緩和措置として

・AIモデル開発や統計作成の場合には、個人データを外部に提供する際の本人同意の取得義務を免除する「特例」を設ける
・情報を漏洩させた場合の本人の通知義務を緩和する

ことが定められました。

今回の改正は、経済界からの強い要請に基づいたものですが、一定の個人情報保護の措置が定められたものの、その一方で、病歴や犯罪歴、思想・信条など高度なプライバシィを含む個人情報が、本人の同意なく企業などが取得・提供できる「特例」が認められました。

個人を識別できない形で大量のデータを分析する「統計作成」に限って利用するように定められていますが、住所や氏名などを含む生データの取得が可能になります。機微に触れる情報をAIに分析させれば、特定の属性の人々と病気や犯罪傾向を結びつける「プロファイリング」が容易となり、差別や人権侵害につながりかねません。

また、情報を受け取る側の事業者を審査する制度は定められていないため悪用しようとする業者を排除できず、サイバー攻撃や従業員の不正で流出する可能性もあります。情報の不正利用には課徴金制度が設けられましたが、少額のため実効性に疑問が出されています。消費者団体が個人に代わって事業者に情報利用の差し止めを求める「団体訴訟制度」の導入も見送られました。

国会審議でも、病歴などが本人の名前や住所を含む形で提供され得ることに、一部野党から強い批判が出されました。敏感な個人情報は、万一洩れれば取り返しがつかず被害は甚大です。知らぬ間に第三者に渡るとなれば、多くの人が不安に感じるのは当然です。

データを提供する側からの異論も出ています。京都大学医学部付属病院でデータの管理責任者を務める黒田知宏教授は参議院の参考人質問で「この制度でデータを提供したいとは、怖くてこれっぽっちも思わない」と証言しています。

このように問題点がてんこ盛りの今回の改正ですが、松本尚デジタル相は今回の改正の必要を、「日本が（AI開発の）競争に参加しなくてもいいと判断してもらえるのであれば、特例は必要ないと思うが、いまはそれが許される世界的な環境にない」と説き、現在の激しいい国際競争の中にあっては、人権への懸念よりも企業の利益を優先せざるを得ないとする姿勢を鮮明にしています。

このように今回の改正法は、個人情報保護の観点からは危惧すべき点の多いものですが、特例での規

律は、提供元と提供先が適正な利用に書面で合意することに留まっています。

政府は、個人情報保護委員会が今後策定する規則や指針で縛りをかけ、実行すると説明していますが、現時点ではその具体的内容は明らかになっていません。規律が不十分で漏洩などの恐れが残れば、病院などがデータなどの提供に二の足を踏むことになることも指摘されています。

今後の焦点は、個人情報保護委員会がその名に恥じぬよう、人々の権利保護に軸足をおいて規則や指針作りを進めるかにかかっています。

（主な参考資料　2026年7月11日朝日新聞、同読売新聞、7月11日・14日・27日毎日新聞、8月18日東京新聞）

米国、ICC赤根所長に制裁、組織解体を狙う

米国のトランプ政権は8月18日、国際刑事裁判所（ICC）の赤根智子所長ら2人に制裁を課すと発表しました。

ルビオ米国国務長官は声明で、制裁の理由として「ICCの管轄に同意していない政府高官を捜査や逮捕、訴追しようとする取り組みに直接に関与した」と説明しました。制裁により、米国への入国や米国内の資産が凍結され、米国系金融機関の取引が禁止されます。

ルビオ長官はICCを「腐敗し、致命的なまでに政治化した超国家的裁判所」と批判し、「米国の主権を脅かせなくなるまで、ICCを解体するための追加措置を講じる用意がある」と表明しており、ICC組織全体への経済制裁も検討しているとされます。

「国際法は不要」と語るトランプ政権

ICCは戦争犯罪などを指示、実行した個人を国際法に従って裁く常設の国際機関として2002年に設立され、国連加盟国の約3分の2に当たる125か国・地域が加盟しています。設立の背景には、20世紀の2度の世界大戦を経て、戦争犯罪を引き起こした戦争指導者らを裁く必要に迫られた人類の教訓があります。しかし、米国やロシア、イスラエル、中国は非加盟です。「法の支配」を外交政策の柱とする日本は07年に加盟し、赤羽氏を含む3人の判事を出し、ICCに対する最大の資金拠出国となっています。

米国は、かねてよりICCの設立に加わらず、アフガニスタンやイラクで軍事作戦を遂行した際も、「米国人が訴追される恐れがある」などとして加盟を見送ってきました。

とりわけ、大統領自らが「国際法は不要」と語るトランプ政権は、ICCが24年11月、パレスチナ自治区での戦争犯罪の容疑でイスラエルのネタニヤフ首相らに逮捕状を出すと、同氏と親しいトランプ大統領が「根拠がない」と猛反発し、ICCの裁判官18人のうち8人や捜査を担う検察庁幹部にも制裁を科しました。

ICCは締約国の領域内で起きた重大犯罪などについて、容疑者の国籍国が非加盟でも管轄権を行使できる仕組みであり、それを否定し、非加盟を盾に大国やその国民が裁きを免れるのであるとすれば、「不処罰」をなくす国際刑事司法の意味が失われます。米国側はICCが「悪意で権限を乱用した」と主張しますが、自国に不都合な司法官を制裁し、加盟国に資金の拠出や参加をやめるよう迫り、組織の解体を公言することこそ、力の乱用といわざるを得ないものです。

今回の措置に対し、赤根所長はオンラインでの日本記者クラブの記者会見で「ICCは国際犯罪の被害者にとって『最後の希望』で、制裁は『法の支配の危機』である」と訴え、「ICCは決して負けない。正義は常にこれと対極にあるものに優越にしなければならないとの信念を貫く」と語りました。

赤根所長は「日本政府の立場があるのは承知している」とした上で、「日本は戦争の惨禍を経て、今がある。法の支配を堅持する立場を覚悟し、世界をリードしてもらいたい」と述べ、制裁に抗議する署名が14万筆を超える署名が日本国内で集まった点にも触れ「正義を持ち続ける弱者への声援だ」と感謝を述べました。

「法の支配」の根幹崩すICC攻撃

高市早苗首相は制裁発表直後の19日は、「大変残念だ」と短く感想を述べるだけでした。国連やEU、欧州首脳などが「容認できない」などと明確な批判声明を出すなど、国際社会でICCへの支持や連帯の声が広がり、国内でも「人権外交」を掲げる超党派の議員連盟などから抗議や制裁の撤回を求める意見が相次ぐ中で、「日本の立場と相いれない。大変深刻に受けている」と述べ、多少の軌道修正を図りましたが、この問題の本質は、日本が外交政策の柱に「法の支配」を掲げながらも、肝心の局面で米国だよりになっている矛盾が露呈したものです。

トランプ米大統領は、9月22日の国連総会の一般討論演説で改めて「ICCは邪悪な団体である」と決めつけ、全ての加盟国に直ちに脱退するよう求めました。同日、高市首相は同じく一般討論演説で、「日本は法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・発展に貢献する」との姿勢を強調したものの、米国がICCの赤根所長らを制裁対象に加えたことなどに触れませんでした。

国連一般討論演説に先立って、トランプ大統領と高市首相は首脳会談を行い、経済安全保障分野での協力強化で一致し、首相は「日米同盟の強さを世界に示した」と自賛しましたかが、ICCについては「率直なやりとり」をしたというだけに留まりました。世界に対し、「法の支配」への貢献を語るなら、同盟関係であるという米国にこそ、率直にその姿勢を貫けるが問われているといえます。

同志社大学大学院の三牧聖子教授（米国政治）は、大国の米国と違い、日本は国際法に守られている側面があり、赤根氏らの制裁に対しても「『法の支配』という原則に関わる問題で日本は譲りすぎている」と述べ、国際法違反の疑いの強いイランへの軍事攻撃については米国民も批判的で、国際法を重視すべきだとの主張も根強いとして、「将来のアメリカの変化に期待しながら、ICCを守ることを含めて『法の支配』に日本なりのこだわりをみせていくことが非常に重要だ」と述べています。

（主な参考資料　2026年8月20日、8月21日、9月21日、9月24朝日新聞、8月20日、9月24毎日新聞、同東京新聞、8月22、9月24日読売新聞）

妊娠で退職や帰国要求は違法 ―福岡地裁小倉支部

妊娠を理由に退職や帰国を余儀なくされたのは違法だとして、フィリピン国籍の元技能実習生の女性（29）が、実習先の特別老人ホームを運営する福岡県の社会福祉法人と、受け入れを仲介した大分県の監理法人を相手に約620万円の損害賠償を求めた裁判で、福岡地裁小倉支部（千賀卓郎裁判官）は8月4日、技能実習法などが禁じる不利益な取り扱いをし、「技能実習生として保護されるべき権利」を侵害したとして約314万円の損害賠償を命じる判決を示しました。

判決などによれば、女性は2019年9月に来日後、福岡県内の特別養護老人ホームで介護職の技能実習に従事しました。

女性は21年4月、妊娠したことが判明したので、5月監理団体の理事らに報告し、里帰りし、出産後に復職して契約期間満了まで働きたいという意思を伝えましたが、以降技能実習の中断を告げられ、帰国を勧められました。理事からは「産休を取ればフィリピン人の評価は落ちる」と言われたり、暗に中絶を勧められたりもしました。

5月下旬には、実習先から帰国同意書の署名を強いられ、勤務シフトから外され、やむなく8月末に退職し、帰国しました。

女性は22年10月、実習先の社会福祉法人と監理団体などを被告として提訴しました。

技能実習生は、実習実施者との間で雇用契約を締結して業務に従事します。したがって、当然にも労働基準法、労働安全法、育児・休業法といった労働関係法令が日本人労働者と同様に適用されます。このことは、出入国管理庁も確認しており、2019年以降数回にわたって「妊娠等を理由とした技能実習生に対する不利益取り扱いを禁ずる」とする法令等の遵守の呼びかけをしています。

千賀卓郎裁判長は、実習生が妊娠した場合に、実習先や監理団体などは実習が継続できるよう必要な措置を取る義務があるにもかかわらず、実習生が勤務を継続したいとの意思があるのを知りながら、継続が可能かどうかの聞き取りなどの調査を全く行わなかったばかりか、一方的に雇用関係を終了させ、帰国同意書への署名を強いたことは、実習生に対する明らかな不法行為であると断じました。

また、妊娠を告げられた監理団体の理事が「産休をとればフィリピン人の評価は落ちる」と述べたことや、「(フィリピン人の) みんなに何があるか分からないけれど、それでいいですね」と、中絶を選ばなければ不利益を受ける可能性があると示唆したことなどに触れ、「妊娠自体を非難したり、中絶など特定の選択に誘導しようとしたりすることは許されない」とも指摘しました。

今回の判決は、解雇や帰国強要といった処遇上の不利益取り扱いとは別に、妊娠・出産といった私生活上の決定に監理団体や受入法人が介入すること自体を違法とした点でも注目されます。

女性は判決後のオンライン会見で「この判決が、かつて私が直面したのと同じ暗闇を歩んでいる人々の光となることを願っている」と述べました。

技能実習生は27年4月1日に育成就労制度に移行しますが、妊娠・出産を理由に外国人労働者を職場から排除してはならないというルールは当然引き継がれます。

(主な参考資料　2026年8月5日朝日新聞、同西日本新聞)

声の権利認める判決 ―東京地裁

生成AI（人口知能）で自身の声を模倣した動画が無断で公開されたとして、声優の津田健次郎さんが動画投稿アプリ「TikTok」の運営会社に動画の削除を求めていた訴訟で、東京地裁（高橋彩裁判長）は、10月30日、著名人の名前や容姿など、顧客を引き付ける力の価値を保護する「パブリシティ権」には、声も対象に含まれるとする判断を示しました。声がパブリシティ権に含まれるとした判決は初めてです。

近年では生成AIの普及により、著名人の声を模倣したコンテンツの作成が容易になったことから、声優の声が無断で使われることが多くなっており、24年には、山寺宏一さんら声優が「NOMORE無断生成AI」キャンペーンを開始し、3つの業界団体が声明で、声優の声を学習したAI音声を使う際は本人の許諾を求めることなどを求めていました。

津田さん側は、投稿者は津田さんの声を模したナレーションで多くの人を動画に誘い、収益を得ていると主張。津田さんのパブリシティ権が侵害されたと訴えてしました。

判決は、人の声は容姿と同じように「個人の人格の象徴といえる」と指摘し、声優らの声を無断で使う声について、その声に商品の販売などを促す顧客吸引力があり、その声の顧客吸引力を利用する目的で使っている場合は「パブリシティ権の侵害に当たると解するのが相当だ」と述べました。ただ今回の事例では動画がすでに削除されており、TikTokの運営会社に削除義務はないとしました。

日本では、「声の権利」は法律に明記されず、2012年に最高裁が「パブリシティ権」を初めて認める判決（ピンクレディー事件判決）を出して以来、声もその内容に含まれるかが検討されてきました。最高裁判決は、「人の氏名、肖像等は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有する」とし、専ら肖像等の有する顧客誘引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為上違法となると解するのが相当であると判示して、人の氏名、肖像等をパブリシティ権による保護の対象としました。そして同判決の調査官解説は「肖像等」について例えばサイン、署名、声、ペンネーム、芸名等が含まれるとし、本年8月の法務省の「解釈指針」でも、この点異論はなかったことが指摘されています。今回の判決は最高歳判例や近年の学説に沿ったものであり、声優などの権利保護に大きな影響を持つものとみられます。

(主な参考資料　2026年10月1日朝日新聞、同毎日新聞、同朝日新聞)

FOCUS

日本型「スタッフ弁護士」の登場と成果 ―法テラスの常勤弁護士―

大石 哲夫

「スタッフ弁護士」の衝撃 ―リーガルサービス・プログラム（アメリカ）

「スタッフ弁護士」という言葉からまず連想されるのは、1960年代中盤から70年代初めにかけてなされた、アメリカ、ジョンソン政権の「貧困撲滅戦争」において経済機会局（OEO）のリーガルサービス・プログラムとしてなされたスタッフ弁護士の活動です。連邦資金により配置された各地のスタッフ弁護士は、貧困なコミュニティの近くに事務所を置く近隣法律事務所の理念のもとで膨大な数の福祉関係事件（住居、雇用、債務、福祉受給など）や離婚事件などに対応しながら、個々の貧困者の救済にとどまることなく、貧困そのものの撲滅に向けた法改革活動を繰り広げ、テスト・ケースや行政への介入、立法の提言などさまざまな手法により短期間に大きな成果を挙げました。その主なものだけでも、メキシコからの季節労働者の移入制限、最低賃金の保障、子のための手当の制限の撤廃、福祉受給のための居住期間要件の撤廃、州知事による医療費支払い抑制の撤廃などがあり、財やサービスの分配の不平等だけでなく、貧困者がより良い収入を得るための人種差別の撤廃（公立学校の差別改善、アファーマティブ・アクション）、私的な事柄への公権力の介入の阻止、公的機関における決定への参加要求などがあります。それまで慈善的法律扶助として細々と維持されてきた法律扶助に比べ、リーガルサービスの資金はプログラムが本格的に始動する前の1965年には537万ドルであったものが71年には5,617万ドルに、スタッフ弁護士の数は約400人から2,600人になり、取り扱った事件は約42万件からから124万件となりました。

こうした「スタッフ弁護士」の華々しい登場と活躍は国際的な法律扶助にとっても衝撃的なものでした。イギリスでは、このアメリカの近隣事務所に倣った形で1970年に初めて「ロー・センター」が発足したのをはじめ、80年代にはヨーロッパ諸国でも一般の弁護士の受任とともにスタッフ弁護士が導入され、制度のこうしたあり方は「混合方式」と呼ばれていきました。

日本における常勤弁護士の登場

アメリカの「スタッフ弁護士」に遅れること約40年、2006年10月、法テラスのもとで出発した常勤弁護士の位置づけは、極めて地味なものでした。常勤弁護士は一般の開業弁護士のサービス（「ジュディケア」とも呼ばれています）を補完するものとして位置づけられ、司法過疎・弁護士過疎対策として日弁連が推進したひまわり基金事務所や公設事務所によってもなお解消できない弁護士過疎と、被疑者弁護制度の開始や裁判員裁判による国選弁護人の受け手の不足を補うものとして位置づけられ、事件受任には制約のない過疎地の事務所と、国選・法律扶助事件だけを取り扱う都市部の事務所として発足しました。常勤弁護士は「スタッフ弁護士」と称されましたが、アメリカとは大きく異なり、法律扶助、国選弁護サービスの大半は一般弁護士が扱うことを前提に構想され、常勤弁護士は補完的役割を果たすものとして出発しました。弁護士の中には、常勤弁護士の登場によって取り扱う事件が奪われるのではないかという懸念や、国の資金により活動する弁護士は弁護活動の独立性を脅かすのではないかという見方があり、特に地方の弁護士会によっては協力に消極的なところもあったことが報告されています。ただ、常勤弁護士の発足には都市型公設事務所や大手法律事務所の全面的な支援がなされ、当初の常勤弁護士の多くはこうした事務所から名乗りを上げています。出発当初のメンバーは24人でした。

常勤弁護士が出会った「司法過疎」の現実

各地に散った常勤弁護士を待っていたのは、それまで出会ったことのない膨大な「司法過疎」、「弁護士過疎」の現実でした。離島など、弁護士がいなかっ

た地域では1年で数百件に上る相談を受け、申し込みから1か月以上相談希望者を待たせることもありました。過疎地と言っても持ち込まれる事件は多重債務や離婚など、類型的には従来の法律扶助事件の典型的なものでしたが、常勤弁護士が赴任するまではそのほとんどが表面化せず、解決されないまま当事者を苦しめていました。不況の中、若手の働き手の乏しい過疎地では、失業者・高齢者への消費者金融や、布団・健康器具などの訪問販売など詐欺的な取引が跋扈し、被害者の多くはそれが法的問題であることを知らないままに事態を拡大・深刻化させていました。困窮の中でかかわった消費者金融の債務は雪だるま式に膨張し、離職や離婚、家族の離散、ホームレス化などの悲惨な結果を生んでいました。弁護士は債務整理をはじめ、家屋差し押さえの執行停止、生活保護や福祉手当の受給申請など多方面の援助に追われました。問題が常勤弁護士の事務所に持ち込まれるのは、裁判所はもとより、地域包括支援センター（地域包括）、福祉事務所などの福祉機関や市役所、警察などからの紹介によるものが多く、常勤弁護士の多くは都会の法律事務所で依頼者を待っていては決して経験できない司法過疎の厳しい現実に直面しました。法律相談や地裁支部への出廷のために長距離を移動し、DV加害者から相談者を守るための工夫など、さまざまな活動が報告されています。

過疎地の常勤弁護士が出会った「弁護士過疎」は、弁護士の比較的多い都市でも変わりませんでした。発足当初こそ比較的余裕の見えた国選・扶助対応事務所でも、管内自治体のすべての相談機関に職員中心に回って説明したり、県内の市区町村の福祉課や福祉関係機関を訪ねて回る活動などした結果、地域包括、障害者自立センター、元ホームレスの自立支援施設、福祉課や地域の関係機関からの問い合わせ・相談は急増し、常勤弁護士は処理に忙殺されてゆきました。司法過疎・弁護士過疎は過疎地だけでなく全国的な課題であり、「地域的格差」と「階層的格差」という二重構造を持つ深刻なものであることが浮き彫りにされていきました。援助の対象は高齢者・障害者、DV被害者、ひとり親などの外、地域によっては在留外国人も多く、弁護士は言語上の困難ともたたかいながら援助を進めていきました。

事件の複雑な性格への対応として、常勤弁護士の多くは法的サービスだけでなく、福祉事務所との折衝、生活保護申請の同行など、支援の外延を広げてゆきました。司法過疎は地域の過疎自体からくる多様な過疎現象の一部に過ぎず、当事者の問題の解決に弁護士が果たす役割は法的側面にとどまるものであり、問題の多くは生活保護の開始、高齢者世帯の見守りなど、地域包括や福祉の職員、時には病院のカウンセラー、警察などとの協力と連携によりはじめて解決される性質のものでした。このことから、常勤弁護士は地域包括との研究会、ホットラインの開設、多重債務事件の取り扱いの紹介など、福祉部門への積極的な働きかけを行い、地域ネットワークの組織に取り掛かっていきました。各地の行政機関も、手の打ちようもなく、解決の見込みのない停滞していた問題を常勤弁護士に持ち込むことを躊躇しなくなり、常勤弁護士の活動は被援助者だけでなく、こうした職員からも感謝されるようになっていきました。その背景には、関係者が常勤弁護士の報酬を心配することなく、抵抗なしに紹介できるという大きなメリットがありました。また常勤弁護士の側でも、事務所経営の心配なく援助に打ち込めることに大きな魅力を感じていたことが報告されています。

国選・扶助事務所の弁護士の中には、アメリカのパブリック・ディフェンダーのように刑事専門の事務所として発展させていこうとするとする志向もありました。国選事件の取り扱いは地方の弁護士会との関係で制約されることもありましたが、常勤弁護士は地域の必要に応じた機動的な援助提供者として地域の弁護士会からも信頼されていきました。刑事事件では公判前整理手続きや勾留理由開示などの活用がなされています。刑事の被疑者・被告人の犯罪の原因となった生活上の困難の解決にも目が向けられ、法律扶助の活用などにより対処されていきました。

24人で出発した常勤弁護士は2007年度には96人、09年度には151人、14年度には252人となり、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決において必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現する」という法テラスの理念の実現に欠かせない、先駆的役割を持つ制度へと成長していきました。

「司法ソーシャルワーク」の開始と定着 ―福祉関係者との協働

高齢者、障がい者、未成年者など、社会的弱者とされる人々は債務、家族間の問題、職場や失業など多岐にわたる複雑な問題を抱えながら相談相手もなく、問題の拡大の中で孤立しており、外からはうかがえないことが多くあります。社会福祉の関係者の間ではこうした「助けを求める力を持っていない」困難を抱えた人々に対して「アウトリーチ」という手法で問題を明るみに出し、当事者にとって最も良い解決を探る活動（ソーシャルワーク）を採用しています。常勤弁護士は持ち込まれる問題に対処しながら、こうした人々に寄り添い、社会福祉関係者とのケース会議などを通じて全体的解決を図る活動の中での弁護士の役割を探るようになりました。そうした連携の中で訪問販売被害の予防、債務整理・自己破産、DV 被害の防止、精神病院からの退院請求、成年後見など法律家としての多様な活動を展開していきました。これがのちに「司法ソーシャルワーク」と呼ばれるものであり、その活動は民事だけでなく、刑事弁護の領域でも活用されるべきものとされるようになりました。「司法ソーシャルワーク」は常勤弁護士が生み出した画期的な活動であり、今日では法テラス自体の活動として位置づけられています。

法改革へのかかわり

1960 年代の OEO のプログラムの最大の特徴は、個々の貧困者の平等な司法アクセスだけでなく、貧困をなくすための法改革を資金受給の条件にしたことです。スタッフ弁護士は執務時間の 20 ～ 30％程度をこの法改革活動に充当したことが報告されており、テスト訴訟だけでなく、貧困者に不利な法律や規則の改定などに関わり、法案や規則の原案の作成、説明文書の作成、メディアへの説明など多様な活動を展開しました。この活動の支援のために各地の大学などではバックアップ・センターが作られ、専門的研究・調査がなされました。

こうした「法改革」活動に比べ、常勤弁護士はまず依頼者の悩みに向き合い、困難を解決するという姿勢から出発しましたが、目の前の事件の解決だけでなく、あるべき法の運用、制度の形を作っていくことの重要性を指摘する声もありました。

日本では法の不備や行政の責任を問う訴訟は自由法曹団などの組織によったり、公害・薬害などその都度弁護団を組織して対応するやり方がとられてきました。日弁連と各地の弁護士会はこうした訴訟を側面から支援しながら立法的・制度的改善を提言する活動を一貫して進めてきており、とりわけ冤罪防止や被疑者・被告人の権利保護に向けた刑事法制の改革、公害防止、選択的夫婦別姓、消費者被害の防止、高齢者・障害者の権利などの人権問題へのかかわりを強めてきました。近年こうした社会的解決を要する課題に対し改めて目が向けられ、「公共訴訟」として充実が叫ばれています。こうした活動を考慮すると、日本の弁護士による「法改革」活動も相当強力かつ広範囲に及んでいることがわかりますが、活動から得られた知見をもとに、常勤弁護士がこうした訴訟に参加していくことも今後とも大いに期待されます。この意味で日本における「法改革」活動もそれなりに進展しつつあるといえます。

常勤弁護士と日弁連・弁護士会の協力

OEO のプログラムではスタッフ弁護士だけでなく、一般の開業弁護士が貧困者にサービスを提供するジュディケア制の試みも一部取り入れられましたが、スタッフとジュディケアの優劣を巡ってはサービスの専門性、弁護士の選択、サービスの質、効率性などについて激しい論争が繰り広げられ、スタッフ弁護士の法改革活動は内外から厳しい批判にさらされていました。州によっては近隣法律事務所の設立に反対するものも少なくなかったようです。日本では法テラスの常勤弁護士は弁護士会の内部に一部の懸念や疑念があったものの、激しい反対にはなりませんでした。この背景には、日本では弁護士会のもとで長い間法律扶助が実施され、法テラスの下でのサービスも一般弁護士による提供が主たるものであり、常勤弁護士は民事法律扶助においても国選弁護においても補完的な役割を担うものとして出発したことがあります。法テラスの設立に先立つ司法アクセス検討会において日弁連は、新たに設立される法人が公設事務所を設置する場合には所属弁護士の弁護活動の自主性・独立性が保障され、個別弁護活動への指揮権がない旨の規定や身分保障規定などを定めること、具体的な設置場所・規模については日

弁連及び当該地域弁護士会と十分な協議により決定されること、所長及び所属弁護士の採用は弁護士会の推薦に基づいてなされることなどを求め、常勤弁護士が導入されていきました。発足当初常勤弁護士の希望者には都市型公設事務所などの全面的な支援がなされ、その後の養成方法の変更後（司法修習を終了した者から採用する）も、法律事務所での研修には多くの事務所が協力してきました。

常勤弁護士は赴任地の弁護士会に所属し、委員会活動などにも積極的に参加していきました。こうした活動のもとで、一般弁護士と常勤弁護士の経験交流や事件処理上の協力が進められていきました。日本の「スタッフ制」は弁護士会との緊密な関係という点でも大きな特徴を持っています。

常勤弁護士制度の課題

発足以来 20 年、常勤弁護士はこれまで見過ごされてきた、あるいは認識されていても手の付けられなかった周辺化された人々の抱える法的問題に果敢に挑戦し、司法アクセスの新たな形を提供しており、その経験は確実に引き継がれています。常勤弁護士の経験者は法律事務所に戻ってからも司法の辺境にある人々への任務を忘れることはないでしょう。ただ、最近では法テラスの常勤弁護士の数は伸び悩みが目立ちます。25 年 3 月には 47 地方事務所（支部含む）、37 地域事務所等に 190 人が配置されていますが、一時は 250 人を数えた人員はここ数年 200 人前後の状態です。法テラスでは常勤弁護士の確保のために説明会や広報活動に注力していますが、その効果を含めた対策の点検が必要です。

OEO の活発な法改革活動の裏で、スタッフ弁護士の事件負担は重く、高い熱意とともにプログラムに参加した若い弁護士の多くが短期間に去っていったことが報告されています。常勤弁護士にこうした過重な負担を強いていることはないか、常勤弁護士の評価が受任事件数などの量的側面だけで測られていることはないか、法テラスという組織の中で独立して活動する上での権限や経済的保障は適切なものか、常勤弁護士としての活動がその後の職業生活に役立つものとして設計されているかなど、詳細な点検が必要と思われます。

（おおいし　てつお・理事）

【主な参考資料】
小島武司「法律扶助の基本問題―ジュディケアの功罪を巡って―」民商法雑誌 73
自由と正義 2008 ～ 2011「スタッフ’弁護士草創記～道しるべになりたくて～」
井桁大介・亀井倫子・谷口太規・丸山央里絵「はじめての公共訴訟　社会を動かす、私達のルール」

編集後記

Editor's notes

◇　検察官の不祥事が続いていますが、その原因は、検察が社会と断絶した密室空間をほしいままにしていることのように思えます。冤罪防止に向けた消極的な姿勢にもみられるように、検察は世間的常識から遠いところにあるのではないでしょうか。

◇　未成年者の選挙運動は、国民としての権利行使であるとともに、社会へのメッセージ機能を持つと思われます。遅まきながらこの権利が求められたことの意義は大きなものです。

◇　個人情報保護法、民事訴訟法の改正など近時の法改正の動きは、個人の秘密情報をないがしろにしながら、行政に不都合な情報は秘匿する危険な動きに映ります。陸自の民間人情報の組織的収集もその一つであり、それにより作られた文書が行政文書でないとはまことに理不尽な取り扱いです。

◇　トランプ政権の ICC への攻撃に対し、高市首相の「法の支配」言及はいかにも弱弱しいものです。平和憲法を保持する日本が世界に誇れる理念として「法の支配」が行き渡ることを祈念します。

◇　司法アクセス推進協会へのお問い合わせやご意見は、*shihouaccess.suishin@gmail.com* にお寄せください。